

持続成長する農業・農村ふくしまプラン

～ 福島市農業・農村振興計画 ～



令和3年6月

福島市

はじめに

本市の農業は、モモ、日本ナシに代表される果実や稲作、畑作など地域ごとに特色ある生産が営まれ、県内有数の産地を形成しており、本市では従来から農業を基幹産業と位置付け、地域経済の牽引役として振興を図ってまいりました。また、農業は、食料の安全供給を担う重要な産業であると同時に、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的な機能を担っております。

今日の本市農業を取り巻く状況は、経済のグローバル化、農業者の高齢化・後継者不足による担い手の減少、耕作放棄地の拡大、気候変動の影響等の課題に加え、原発事故に起因する風評が今なお根強く残るなど大変厳しい状況にあります。また、新型コロナウイルス感染症が社会経済活動へ深刻な影響を与えております。

このような中、新たな「農業・農村振興計画」では、「担い手育成と多様な人材の活躍促進」、「農業経営の強化」、「農村環境の保全と活用」、「農産物の安全性の確保・品質の向上と消費拡大の推進」を柱に掲げ、特に「農業経営の強化」では農業所得の向上や農業経営の安定を図る施策を展開し、儲かる農業を体現してまいります。また、担い手の確保から定着までの総合的な支援や、気候変動への対応、風評払拭イベントの開催など、各施策事業の展開によりさらなる本市農業の振興・発展に向けた取り組みを進めてまいります。

計画の着実な推進を図るため、国、県や農業関係機関、福島大学食農学類等との一層の連携を推進するとともに、ポストコロナを見据えた施策を展開することにより、「魅力と活力にあふれ、次世代に向け持続成長する農業」の確立に努めてまいりますので、皆様のご理解とお力添えをお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました福島市農業振興審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案をいただきました皆様に対し、心から御礼申し上げます。

令和3年6月

福島市長 木 幡 浩

目 次

第1章 計画策定の考え方

第1節 策定の目的	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画期間	1

第2章 わが国の農業を取り巻く現状

第1節 農業を取り巻く現状	2
第2節 農業政策の動向	
1 国の動き	2
2 福島県の動き	2

第3章 本市農業の現状と課題

第1節 現状	
1 福島市の位置、気候、農業生産の状況	3
2 東日本大震災及び原子力災害からの復興	3
3 農業経営体数	4
4 基幹的農業従事者数	6
5 農家数	7
6 担い手	8
7 耕地面積	8
8 農用地の利用集積	8
9 遊休農地	9
10 有害鳥獣	9
11 農業生産基盤	10
12 まとめ	11
第2節 主要課題	
1 担い手の確保・育成	12
2 農業経営の強化	12
3 農村環境の保全と活用	12
4 農産物の安全性確保・品質向上と消費拡大推進	13
5 農業関係団体等との連携推進	13
6 新しい生活様式への対応	13

第4章 施策の基本方針

第1節 福島市農業の目指す姿	14
第2節 農業・農村振興計画の基本方針	14

第5章 施策・事業

第1節 担い手育成と多様な人材の活躍を促進する	
1 担い手の確保・育成	
（1）農業の中心となる担い手の育成	16
（2）農業後継者や新規就農者の確保と定着	17
（3）集落営農や農地所有適格法人等の育成・支援	18
（4）農業経営に係る学習機会の創出及び質の向上	18
（5）営農指導体制の充実	18
（6）農業関係団体への支援	18
（7）総合的な農業支援体制の確立	19
（8）農業者との意見交換会の実施	19
2 多様な人材の活躍促進	
（1）女性の農業経営参画の促進	19
（2）農福連携の推進	20
（3）移住・定住者の就農促進	20
（4）異業種の農業参入促進	20
第2節 農業経営を強化する	
1 生産性、収益性の向上	
（1）農用地集積・集約の促進と優良農地の確保	21
（2）農業生産基盤の整備	22
（3）農業施設・設備の整備	22
（4）各種作物の生産促進	
米	22
大豆・そば	22
野菜	23
果樹	23
花き・花木	23
畜産	23
飼料作物	24
（5）ICT等を活用した農業の推進	24
2 農業経営の安定化	
（1）経営安定対策等の活用促進	24
（2）農業保険への加入促進	25
（3）農産物のブランド化の推進	25

- 3 6次産業化の推進
 - (1) 地域の特性を活かした新たな製品の研究開発の支援 … 25
 - (2) 農産物加工施設の活用 …………… 26

第3節 農村環境を保全し活用する

- 1 農村環境の保全
 - (1) 農村・里山の有する多面的機能の維持・発揮 …… 27
 - (2) 耕作放棄地の発生防止と再生 …………… 27
 - (3) 有害鳥獣被害対策の実施 …………… 28
 - (4) 農業水利施設の長寿命化対策 …………… 28
 - (5) ため池の防災減災対策の推進 …………… 29
- 2 農村環境の活用
 - (1) 中山間地域の振興 …………… 29
 - (2) 農村交流促進 …………… 29
 - (3) 農業と観光の連携 …………… 30
 - (4) 農村の新たな価値の創出と活性化 …………… 30

第4節 農産物の安全性の確保・品質の向上と消費拡大を推進する

- 1 農産物の安全性の確保と品質保持
 - (1) 病害虫の防除等による農産物の品質保持 …… 31
 - (2) 農産物に関する情報提供 …………… 31
 - (3) G A P 認証取得等の促進 …………… 31
 - (4) 放射性物質検査等の放射線対策 …………… 32
- 2 気候変動への対応
 - (1) 環境保全型農業の推進 …………… 32
 - (2) 気候変動に対応した栽培管理技術等の導入 …… 33
 - (3) 気候変動に対応した農業施設・設備の整備 …… 33
- 3 消費拡大の推進
 - (1) トップセールス等による農産物P Rの推進 …… 33
 - (2) 多様な販路確保・拡大 …………… 34
 - (3) 地元農産物への愛着を育む食育の推進 …… 34
 - (4) 風評払拭に向けた取組み …………… 35

第6章 農業関係団体等との連携推進

第1節 農業振興のための連携を推進する

- 1 農業委員会・農業協同組合等の農業関係機関との連携強化 … 36
- 2 異業種間の交流促進、連携による新しい価値の創造 …… 36
- 3 福島大学食農学類等との連携協力 …………… 36

第7章	新しい生活様式への対応	37
第8章	計画の実現に向けて	
第1節	施策・事業の実現に向けて	37
第2節	農業者・農業関係団体・市民・行政の役割分担	37
第3節	計画の進行管理	37
用語解説		38
参考資料	福島市農業・農村振興条例	39

凡 例

- 1 本計画における数値は、原則として表示単位未満の数値はすべて四捨五入しており、内訳の数値を積み上げても計と一致しない場合があります。
- 2 農林業センサスの数値は、各年2月1日現在です。
- 3 耕地面積の数値は、各年7月15日現在です。
また、下表の四捨五入基準によって表示しているため、計と内訳が一致しない場合があります。

原 数	4桁以上 〔1,000〕	3桁以下 〔100〕
四捨五入する桁	下1桁	四捨五入しない
〔例〕 原 数 表示数値	1,234 <u>1,230</u>	123 <u>123</u>

【目指す姿】

魅力と活力にあふれ、次世代に向け持続成長する農業が営まれています。

【主要課題】

【基本方針】

【施策・事業】

担い手確保・育成

1 担い手育成と多様な人材の活躍を促進する

次世代に向け農業の持続的発展を図るため、意欲ある担い手の育成・確保や多様な人材の活躍を促進します。

(1) 担い手の確保・育成

- ① 農業の中心となる担い手の育成
- ② 農業後継者や新規就農者の確保と定着
- ③ 集落営農や農地所有適格法人等の育成・支援
- ④ 農業経営に係る学習機会の創出及び質の向上
- ⑤ 営農指導体制の充実
- ⑥ 農業関係団体への支援
- ⑦ 総合的な農業支援体制の確立
- ⑧ 農業者との意見交換会の実施

(2) 多様な人材の活躍促進

- ① 女性の農業経営参画の促進
- ② 農福連携の推進
- ③ 移住・定住者の就農促進
- ④ 異業種の農業参入促進

農業経営の強化

2 農業経営を強化する

農用地集積・集約による規模拡大、スマート農業の推進による省力化など生産性、収益性の高い農業の実現と、農業経営の安定化、6次産業化の推進により経営強化に努めます。

(1) 生産性、収益性の向上

- ① 農用地集積・集約の促進と優良農地の確保
- ② 農業生産基盤の整備
- ③ 農業施設・設備の整備
- ④ 各種作物の生産促進
- ⑤ ICT等を活用した農業の推進

(2) 農業経営の安定化

- ① 経営安定対策等の活用促進
- ② 農業保険への加入促進
- ③ 農産物のブランド化の推進

(3) 6次産業化の推進

- ① 地域の特性を活かした新たな製品の研究開発の支援
- ② 農産物加工施設の活用

農村環境の保全と活用

3 農村環境を保全し活用する

農業資源の適切な維持管理と有害鳥獣対策など農村環境の保全により多面的機能を維持・発揮させるとともに、農村環境の活用を図ります。

(1) 農村環境の保全

- ① 農村・里山の有する多面的機能の維持・発揮
- ② 耕作放棄地の発生防止と再生
- ③ 有害鳥獣被害対策の実施
- ④ 農業水利施設の長寿命化対策
- ⑤ ため池の防災減災対策の推進

(2) 農村環境の活用

- ① 中山間地域の振興
- ② 農村交流促進
- ③ 農業と観光の連携
- ④ 農村の新たな価値の創出と活性化

農産物の安全性確保・品質向上と消費拡大推進

4 農産物の安全性の確保・品質の向上と消費拡大を推進する

生産技術の向上のほか、病害虫防除や気候変動への対応、GAP認証等の促進などにより、農産物の安全性確保と品質保持に努めるとともに、PR事業などによる販売力の強化、農産物の販売方法の多角化や地産地消の推進などにより消費拡大を図ります。

(1) 農産物の安全性の確保と品質保持

- ① 病害虫の防除等による農産物の品質保持
- ② 農産物に関する情報提供
- ③ GAP認証取得等の促進
- ④ 放射性物質検査等の放射線対策

(2) 気候変動への対応

- ① 環境保全型農業の推進
- ② 気候変動に対応した栽培管理技術等の導入
- ③ 気候変動に対応した農業施設・設備の整備

(3) 消費拡大の推進

- ① トップセールス等による農産物PRの推進
- ② 多様な販路確保・拡大
- ③ 地元農産物への愛着を育む食育の推進
- ④ 風評払拭に向けた取組み

5 農業振興のための連携を推進する

- ① 農業委員会・農業協同組合等の農業関係機関との連携強化
- ② 異業種間の交流促進、連携による新しい価値の創造
- ③ 福島大学食農学類等との連携協力

新しい生活様式への対応の視点を持って、各種施策を展開

第1章 計画策定の考え方

第1節 策定の目的

「福島市農業・農村振興計画」は、福島市農業・農村振興条例（平成13年条例第31号）の目的や基本理念に基づき策定しており、平成28年策定の前計画では、基本目標である「若者が希望を持てる農業」の確立に向け、諸施策・事業の推進に努めてきました。

現在、本市の農業においては、農業者の高齢化や後継者不足による担い手の減少及び耕作放棄地の拡大、気候変動の影響など、農業を取り巻く情勢は依然として厳しいものとなっています。

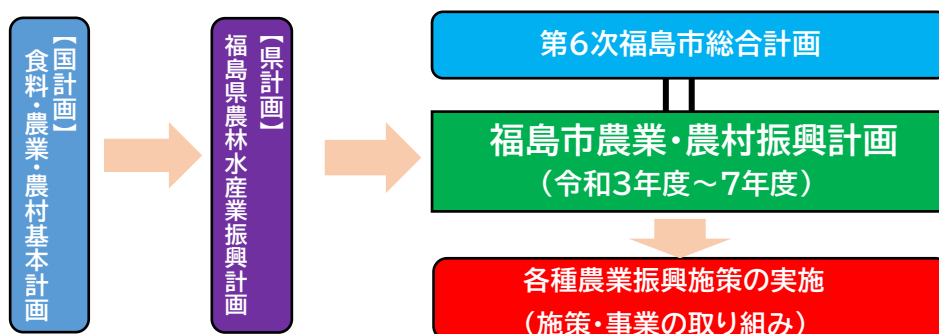
そのような状況の中、農業の振興はもとより農業・農村の有する多面的な機能※（注1）が将来にわたって発揮され、農業・農村が持続的に発展し、次の世代に引き継がれていくことが求められています。

本計画は、農業・農村を取り巻く課題に対応し、今後の本市の農業・農村振興に向けた行政の役割と目指すべき方向を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市の農業・農村の一層の振興を図ることを目的として策定するものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、令和3年度から5年間における本市のまちづくり全体の指針である「福島市総合計画」の個別計画とします。

本計画は、同総合計画まちづくり基本ビジョンの「産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち」などの基本方針を踏まえ、農業・農村に関する各種計画の上位計画として、本市の農業・農村の振興を図るための基本的な指針とするものです。



第3節 計画期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までとします。

第2章 わが国の農業を取り巻く現状

第1節 農業を取り巻く現状

少子高齢化と人口減少が進行する中、ロボット、AI（人工知能）などの技術革新、経済のグローバル化など、農業・農村を取り巻く情勢は大きく変化しています。

農業従事者数や農地面積は減少し続けており、経営資源や農業技術が継承されず生産基盤が一層脆弱化することが危惧されています。また、頻発する自然災害や地球温暖化の進行等による影響への懸念も増えています。

一方、ライフスタイルの変化や海外マーケットの拡大に伴う国内外における新たな需要の取り込みが期待されるほか、スマート農業※(注2)やデジタル技術の急速な発展、「田園回帰」の流れを受けた都市部の人材による地域活性化への貢献、持続可能な開発目標（SDGs）への関心の高まりといった新たな潮流も生じています。

また、経済のグローバル化は、令和2年1月に日本とアメリカ2国間の日米貿易協定が発効されるなど、TPP11、日EU・EPA及び日米貿易協定により、我が国は、名実ともに新たな国際環境に入ったといえます。

第2節 農業政策の動向

1 国の動き

国の食料・農業・農村政策については、「食料・農業・農村基本法」に基づき、政策の工程管理を行う仕組みとして5年ごとに「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されています。

令和2年3月に新たに策定された第5次基本計画では、農業の成長産業化を進める「産業政策」と農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を進める「地域政策」を引き続き車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ることが新たな課題とされました。

2 福島県の動き

県は、平成25年3月に東日本大震災からの復興、農業水産業を取り巻く社会情勢が大きく変化するなか時代に即した振興施策を進めていくため、福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」を策定しました。

計画では、『“いのち”を支え 未来につなぐ 新生ふくしまの「食」と「ふるさと」』を基本目標に、子どもたちが担う将来の県農林水産業のあるべき姿を描きつつ、意欲ある担い手の育成や、農用地の集積、国内外への情報発信とブランド力の一層の向上などの施策に取り組み、単に震災前の状況に戻すだけでなく、以前よりも豊かで魅力ある本県農林水産業の創造のための取組みを行っていくとしています。

第3章 本市農業の現状と課題

第1節 現状

1 福島市の位置、気候、農業生産の状況

福島市は、福島県中通り地方の北部に位置し、東西30.2km、南北39.1km、面積767.72km²の緑豊かで自然に恵まれた広大な市域を有しています。東には、丘陵状の阿武隈高地、西には、磐梯朝日国立公園を擁する吾妻連峰があり、吾妻山系を源とする荒川、松川、摺上川等の河川が市域の東方を流れる阿武隈川へ注いでいます。市域の中央には、信夫山が位置し、四方に市街地が開け農用地、森林へと広がりを見せ、気象概況は、奥羽山脈と阿武隈高地に囲まれた盆地特有の内陸性気候を示しています。

このような立地条件を背景に、中央部の土地は平坦で田園地帯が広がり、北部、西部は全国でも有数の果樹地帯が形成され、東部は野菜地帯、南部は水田地帯となっています。

本市の平成30年の農業産出額は、174億1千万円となっており、平成26年と比較すると2億8千万円、1.6%増加しています。区分別にみると、果実の割合が高く約6割を占めており、品目としてはモモ、日本ナシ、リンゴを主体とした多種類の果実が生産され、平成30年の市町村別農業産出額でモモは全国2位、日本ナシは2位、リンゴは12位となっています。

(単位：1,000万円)

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
						構成比(%)
農業産出額	1,713	1,814	1,841	1,712	1,741	-
果実	1,028	1,092	1,107	998	1,019	58.5
野菜	201	209	212	198	216	12.4
米	161	162	194	199	204	11.7
畜産	157	163	172	179	172	9.9
花き	124	136	117	105	101	5.8
その他	42	52	39	33	29	1.7

・農林水産省推計(平成30年分を令和2年3月公表)

2 東日本大震災及び原子力災害からの復興

本市においては、東日本大震災と原発事故以降、市民の安心安全の確保を図るため、主体的に様々な復興事業に取り組んできました。この結果、本市の復興は着実に進展しているものの、未だ道半ばであり、放射線に対する健康不安や農作物などの風評被害は根強く残っています。

今後も関係機関との連携を密にしながら、農産物の風評払拭や安心安全の確保に向けた取組みを積極的に推進していきます。

3 農業経営体数

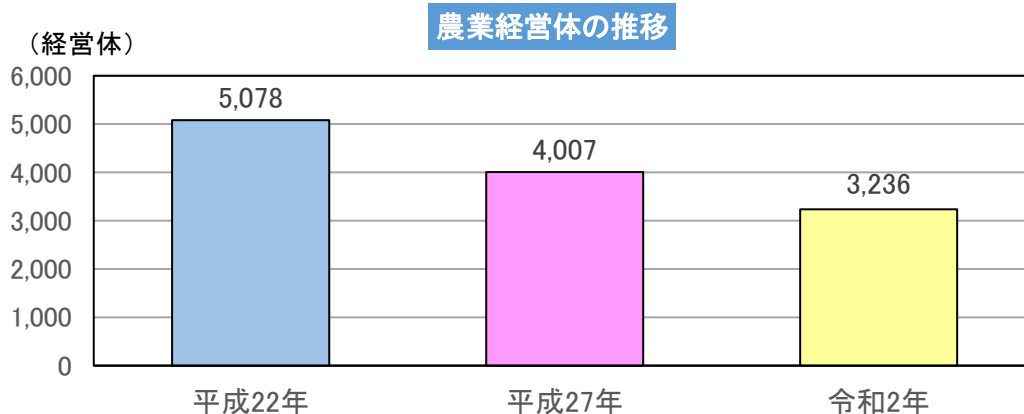
農業経営体数については、令和2年2月1日現在で3,236経営体となっており、そのうち個人経営体は、3,183経営体で98.4%、団体経営体は、53経営体で1.6%となっています。

また、平成27年と比較すると、農業経営体数では771経営体、19.2%減少しており、内訳をみると個人経営体が755経営体、19.2%減少し、団体経営体も16経営体、23.2%減少しています。

(単位：経営体)

区 分	平成27年	令和2年	前回比
農業経営体数	4,007	3,236	△19.2%
個人経営体 (構成比)	3,938 (98.3%)	3,183 (98.4%)	△19.2%
団体経営体 (構成比)	69 (1.7%)	53 (1.6%)	△23.2%
うち 法人経営体	65	52	—

・農林業センサス



農業経営体を経営耕地面積規模別で見ると、0.5～1.0haが1,030経営体(31.8%)と最も多く、次いで0.3～0.5haが610経営体(18.9%)であり、1ha未満が1,857経営体(57.4%)と半数以上を占めています。

なお、1ha以上の経営体数は1,379経営体であり、平成27年と比較すると360経営体減少しています。

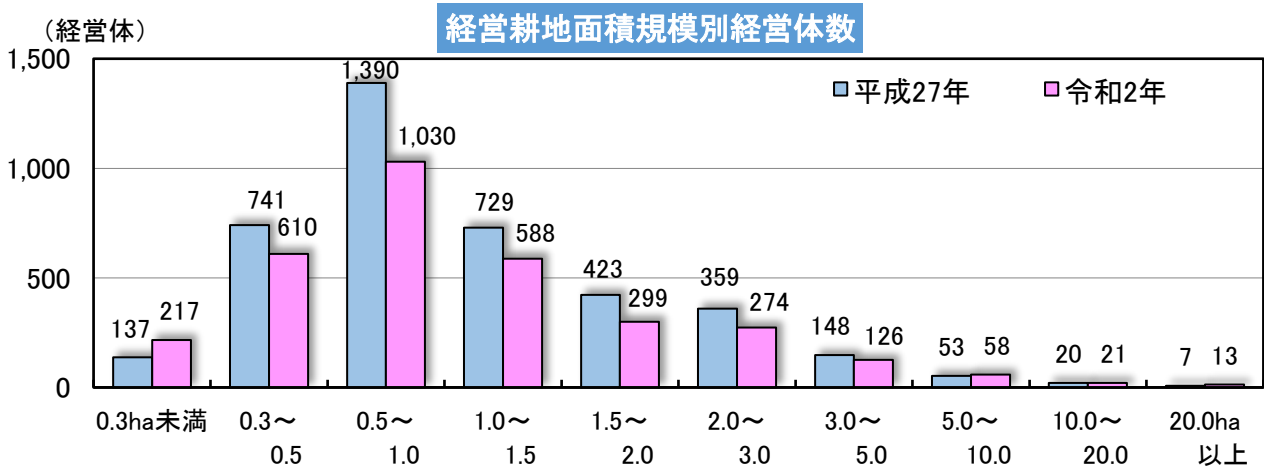
経営耕地面積規模別経営体数

(単位：経営体、%)

区 分		0.3ha 未満	0.3～ 0.5	0.5～ 1.0	1.0～ 1.5	1.5～ 2.0	2.0～ 3.0	3.0～ 5.0	5.0～ 10.0	10.0～ 20.0	20.0ha 以上	計
平成 27 年	経営体数	137	741	1,390	729	423	359	148	53	20	7	4,007
	比率	3.4	18.5	34.7	18.2	10.6	9.0	3.7	1.3	0.5	0.2	100.0
令和 2 年	経営体数	217	610	1,030	588	299	274	126	58	21	13	3,236
	比率	6.7	18.9	31.8	18.2	9.2	8.5	3.9	1.8	0.6	0.4	100.0

・農林業センサス

・「0.3ha未満」には、「経営耕地なし」の経営体を含む



農業経営体を農産物販売金額規模別で見ると、100万円未満が1,286経営体（39.7%）と最も多く、次いで100万円以上300万円未満が629経営体（19.4%）であり、300万円未満が2,218経営体（68.5%）と約7割を占めています。また、平成27年と比較すると788経営体減少しています。

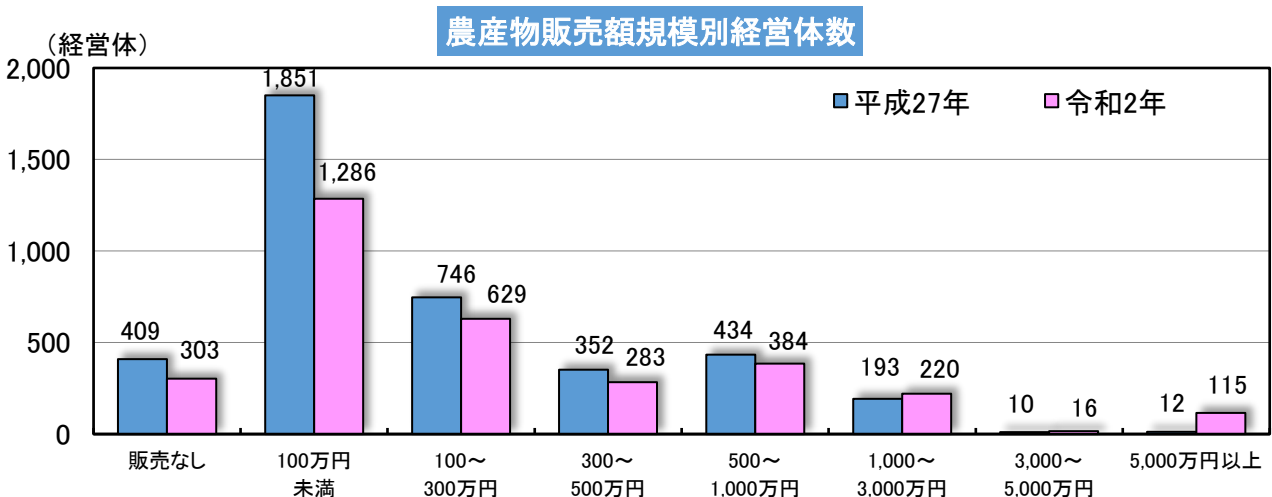
なお、300万円以上の経営体数は1,018経営体で、平成27年と比較すると17経営体増加しており、ほぼ横ばいとなっています。

農産物販売金額規模別経営体数

（単位：経営体、%）

区分		販売なし	100万円未満	100～300	300～500	500～1,000	1,000～3,000	3,000～5,000	5,000万円以上	計
平成27年	経営体数	409	1,851	746	352	434	193	10	12	4,007
	比率	10.2	46.2	18.6	8.8	10.8	4.8	0.2	0.3	100.0
令和2年	経営体数	303	1,286	629	283	384	220	16	115	3,236
	比率	9.4	39.7	19.4	8.7	11.9	6.8	0.5	3.6	100.0

・農林業センサス



4 基幹的農業従事者数

基幹的農業従事者数について、令和2年は4,469人となっており、平成27年と比較すると1,212人、21.3%減少しています。

このうち、65歳以上の基幹的農業従事者数は3,196人と、その割合は71.5%で、平成27年と比較すると6.0ポイント増加しています。

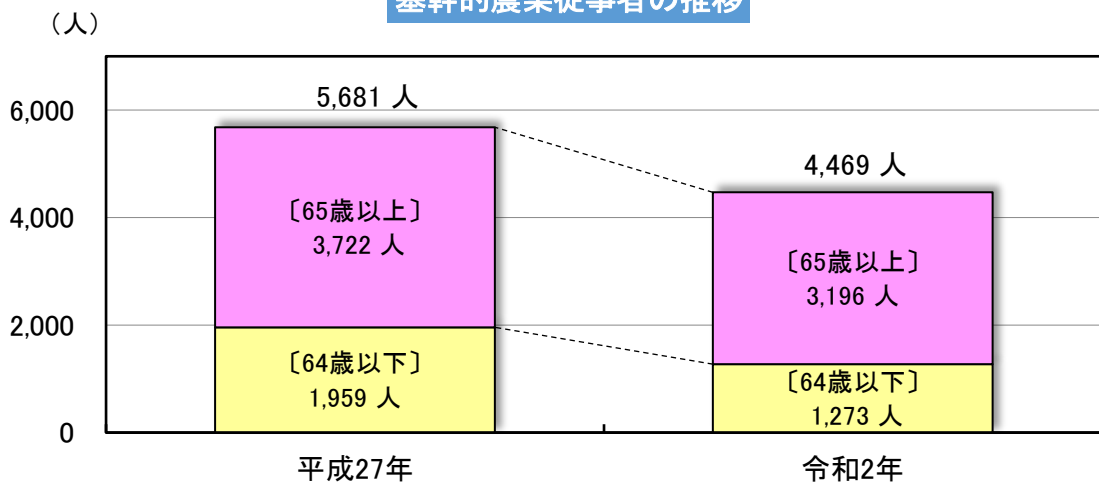
また、令和2年の60～64歳の基幹的農業従事者数は472人となっていることから、5年後には、さらに高齢化が進むものと考えられます。

(単位：人)

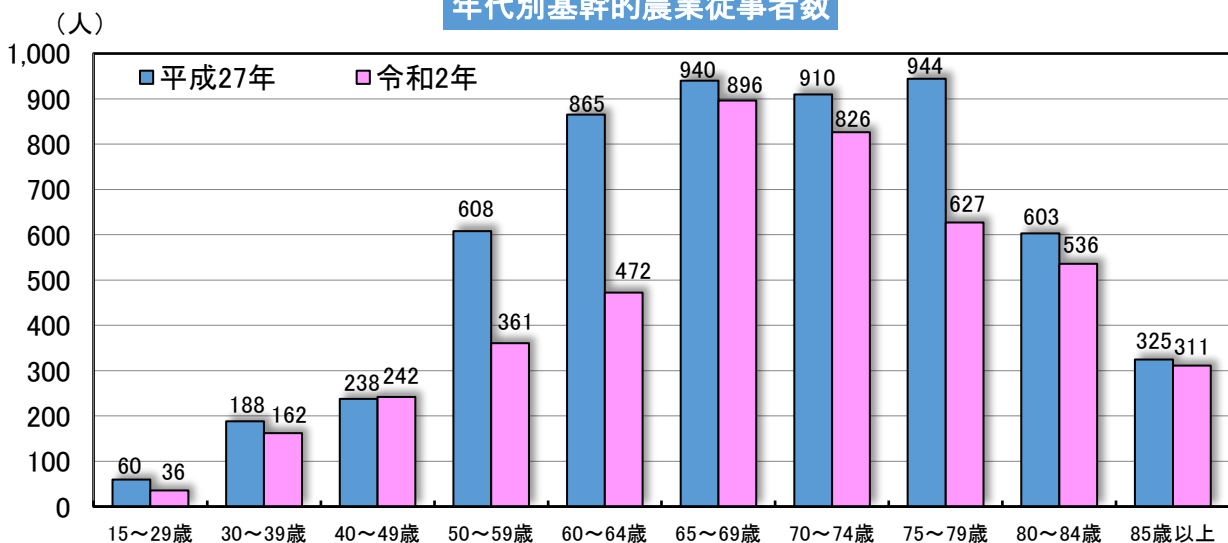
区 分	平成27年	令和2年	前回比
基幹的農業従事者数	5,681	4,469	△21.3%
うち65歳以上	3,722	3,196	△14.1%
比 率	65.5%	71.5%	6.0ポイント増

・農林業センサス（平成27年は販売農家ベース、令和2年は個人経営体ベースで集計）

基幹的農業従事者の推移



年代別基幹的農業従事者数



5 農家数

農家数について、令和2年は4,976戸となっており、そのうち販売農家は3,094戸で62.2%、自給的農家は、1,882戸で37.8%となっています。

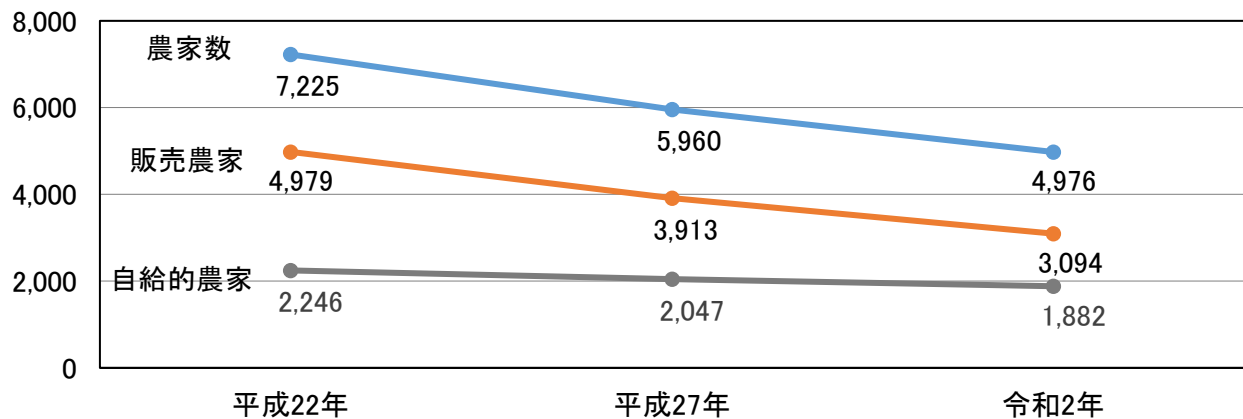
また、平成27年と比較すると、農家数では984戸、16.5%減少しており、内訳をみると販売農家が819戸、20.9%減少し、自給的農家も165戸、8.1%減少しています。

(単位：戸)

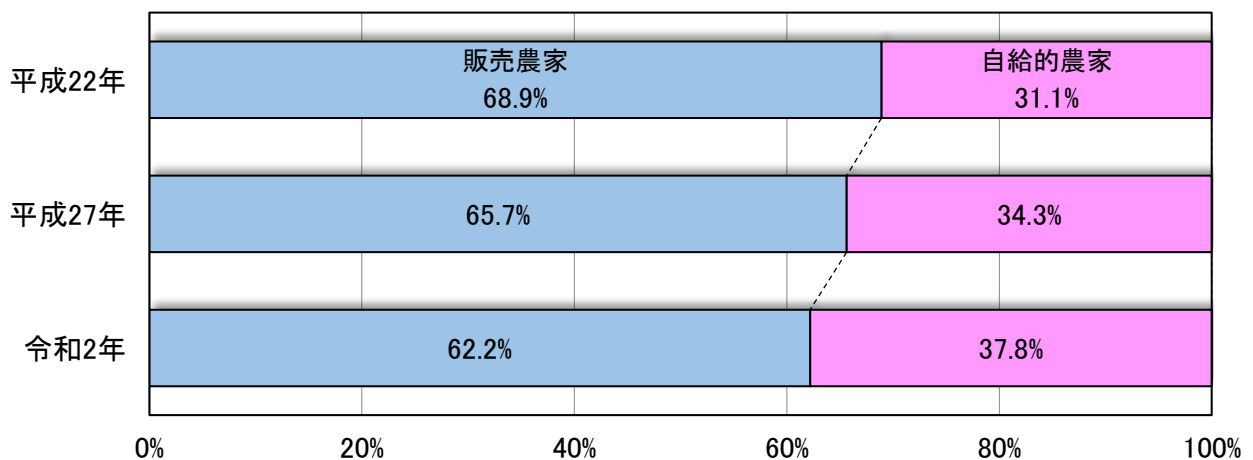
区 分	平成27年	令和2年	前回比
農 家 数	5,960	4,976	△16.5%
販売農家	3,913	3,094	△20.9%
自給的農家	2,047	1,882	△8.1%

・農林業センサス

農家数の推移



農家数の構成割合



6 担い手

本市農業の中心的な担い手である農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）は、令和3年3月31日現在で、517人で平成27年度末と比較すると7人、1.4%増加しています。

また、本市農業の将来の担い手となる新規学卒者やUターン就農者などの新規就農者は、令和2年度は42人となっています。

（単位：人）

区 分	平成27年度	令和2年度	前回比
認定農業者数 ※1	510	517	1.4%増
新規就農者数 ※2	22	42	90.9%増

※1 各年度3月31日現在、 ※2 各年度4月30日現在

7 耕地面積

耕地面積は減少傾向にあり、令和2年7月15日現在で、6,790haで平成27年と比較すると370ha、5.2%減少しています。

（単位：ha）

区 分	平成27年	令和2年	前回比
耕地面積	7,160	6,790	△5.2%
田	3,000	2,730	△9.0%
畑	4,160	4,060	△2.4%
市域面積に占める割合	9.3%	8.8%	△0.5ポイント

- ・資料 農林水産省「耕地面積調査」
- ・端数処理の関係で内訳計と合計は一致しない。

8 農用地の利用集積

農用地の利用集積面積は、令和元年度末で1,066haと年々増加傾向にあり、認定農業者など意欲ある担い手への利用集積が進んでいます。

（単位：ha）

区 分	平成27年度	令和元年度	前回比
農用地の利用集積面積	684	1,066	55.8%増

- ・農業経営基盤強化促進法による利用集積面積
- ・各年度3月31日現在

9 遊休農地

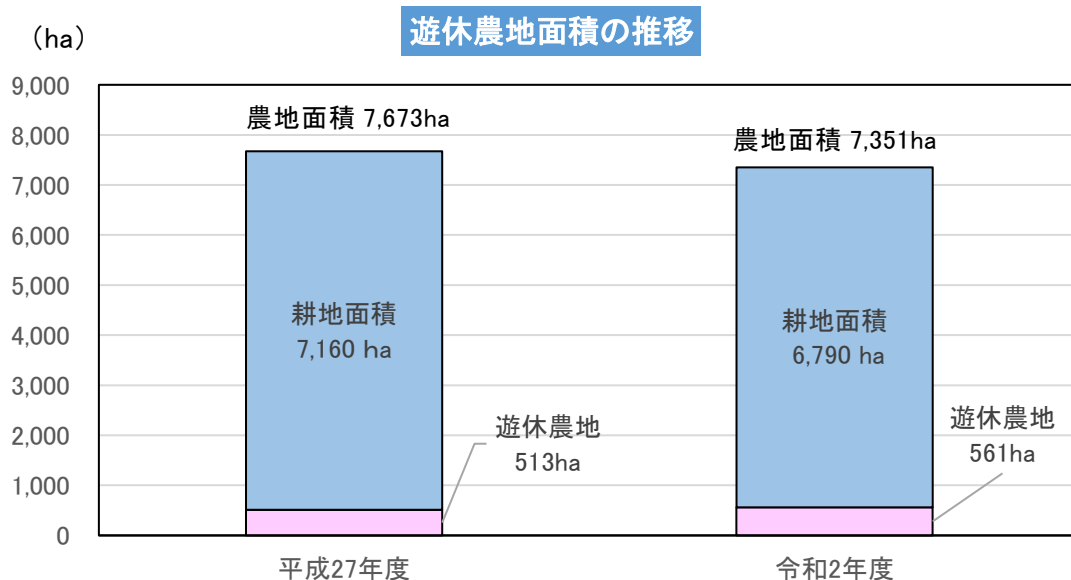
遊休農地は、令和2年度で561haであり、平成27年度と比較すると48ha、9.4%増加しています。

また、農地面積（耕地面積と遊休農地の合計値）に占める遊休農地の割合は、7.6%となっています。

(単位：ha)

区 分	平成27年度	令和2年度	前回比
遊休農地面積	513	561	9.4%増
農地面積に占める 遊休農地の割合	6.7%	7.6%	0.9ポイント増

・農地法第30条に基づく利用状況調査



10 有害鳥獣

有害鳥獣による農作物被害額は、令和2年度で2,650万5千円であり、平成27年度と比較すると159万2千円、6.4%増加しています。

農作物被害面積は、令和2年度で139.3haであり、平成27年度と比較すると68.4ha、32.9%減少しています。

(単位：千円、ha)

区 分	平成27年度	令和2年度	前回比
農作物被害額	24,913	26,505	6.4%増
農作物被害面積	207.7	139.3	△32.9%

・各年度3月31日現在

・対象鳥獣はニホンザル、イノシシ、カラス

1.1 農業生産基盤

ほ場の整備済面積は、令和3年3月31日現在で、田が2,003ha、畑が1,233haとなっています。

(1) 農道

(単位：路線、m)

区 分		平成27年度	令和2年度
路線数		1,038	1,024
実延長		267,836.4	265,426.9
うち舗装済	舗装率	49,631.3	49,929.1
		18.5%	18.8%
うち砂利道(改良済含)		218,205.1	215,497.8

(2) ほ場整備

(単位：ha)

区 分		平成27年度	令和2年度
田	耕地面積	3,000	2,730
	うち整備済	2,003	2,003
	整備率	66.8%	73.4%
畑	耕地面積	4,160	4,060
	うち整備済	1,233	1,233
	整備率	29.6%	30.4%
計	耕地面積	7,160	6,790
	うち整備済	3,236	3,236
	整備率	45.2%	47.7%

・各耕地面積は、農林水産省「耕地面積調査」

(3) 堰

(単位：箇所)

管理区分	平成27年度	令和2年度
福島市	48	48
土地改良区、水利組合など	93	93

(4) ため池

(単位：箇所)

区 分	平成27年度	令和2年度
ため池数	100	99
うち整備済	37	39
整備率	37.0%	39.4%

1.2 まとめ

令和2年2月1日現在で実施された農林業センサスの結果から、農業経営体の減少傾向が一段と進行していることが明らかになりました。

【2020年農林業センサスの結果】

- ・農業経営体の個人経営体、団体経営体ともに約2割減少しています。
- ・経営耕地面積規模別では、経営耕地面積1ha未満の経営体が全体の約6割を占めています。一方で農用地規模拡大・利用集積が進んでおり、5ha以上の経営体数が15%増加しています。
- ・農産物販売金額規模別では、販売額300万円未満の経営体が約7割を占める一方で、販売額5,000万円以上の経営体数は前回調査から大きく増加しています。
(12経営体→115経営体)
- ・基幹的農業従事者の高齢化が、65歳以上の割合が7割を超えるなど更に進行しています。
- ・農家数は、販売農家が約2割減、自給的農家が約1割減となっており、減少傾向が継続しています。

上記センサスの結果や、耕地面積が減少、遊休農地が増加傾向にあること、原発事故による風評被害が根強く残っていることを踏まえると、農業をめぐる環境は依然として厳しい局面が続いている状況にあります。

※2020年農林業センサスにおける主な改正点

- ・専兼業別統計、農業就業人口、耕作放棄地の調査事項は廃止

第2節 主要課題

本市農業のさらなる振興に向けて解決すべき課題は、次の4つの視点から捉えることができます。また、課題解決にあたっては、農業関係団体等との連携推進や新しい生活様式への対応の視点が必要です。

1 担い手確保・育成

- ・担い手の確保・育成
- ・多様な人材の活躍促進

農業者の高齢化や後継者不足により、農家数や経営耕地面積が減少し、耕作放棄地が増加しています。

このため、経営規模拡大や新規分野の導入など経営の改善に取り組む農業者に対する支援や、就農支援策の強化、新規就農者への定着支援など、意欲と能力のある担い手を確保・育成することが必要です。

また、農福連携や移住・定住者、異業種からの農業参入など多様な人材が農業で活躍できる取組みを行う必要があります。

2 農業経営の強化

- ・生産性、収益性の向上
- ・農業経営の安定化
- ・6次産業化の推進

農業経営強化による農業所得向上のためには、農地の集積・集約による経営規模拡大、生産基盤の整備をはじめ、スマート農業の推進による省力化、6次産業化※(注3)による農産物の高付加価値化など生産性、収益性の向上を図る必要があります。

また、様々なリスク(病虫害被害、気候変動や台風などの自然災害、新型コロナウイルス感染症など)に対応した経営を支援し、農業経営の安定化に取り組む必要があります。

3 農村環境の保全と活用

- ・農村環境の保全
- ・農村環境の活用

農村における少子高齢化が進行する中、耕作放棄や水路管理の粗放化などが生じ、農業・農村の持つ多面的機能の低下が危惧されています。加えて、近年では気候変動や、中山間地域などにおいてイノシシなどの野生鳥獣による農作物被害が増大し広域化するなど深刻な状況にあります。このため、ため池や農業用水路、取水堰などの農業水利施設の適切な維持管理のほか、有害鳥獣対策、耕作放棄地の発生防止など農村環境の保全に努める必要があります。

また、農村のコミュニティの維持や地域資源活用による活性化を図る必要があります。

4 農産物の安全性確保・品質向上と消費拡大推進

- ・農産物の安全性の確保と品質保持
- ・気候変動への対応
- ・消費拡大の推進

農産物の安全性の確保や品質向上に関する取組みとして、生産技術向上のための営農指導のほか、病害虫防除、気候変動対策、放射性物質対策などを進める必要があります。また、農業経営の改善や効率化も期待できるGAP※（注4）認証取得等を促進する必要があります。

また、消費拡大に向けた取組みとして、地域ブランド確立による本市農産物に対する認知度の向上、イメージアップにより販売力を高めるほか、風評払拭やインターネットの活用などによる多様な販路の確保・拡大、地産地消を推進する必要があります。

5 農業関係団体等との連携推進

本計画に基づいた施策を推進するにあたっては、農業者はもとより、農業関係団体等が計画の趣旨や内容を理解し、相互に連携・協力しながら主体的に計画を推進していく必要があることから、農業委員会、農業協同組合、土地改良区などとの連携を強化します。

また、異業種間の交流促進と連携による新しい価値の創造や本市と市内各大学との連携、特に福島大学食農学類との連携においては、修学者の地元定着、農商工連携による地域産業の振興など活力ある地域づくりに取り組む必要があります。

6 新しい生活様式への対応

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「新しい生活様式」への対応が求められています。食料の安定供給に影響をきたさないよう農業者等の感染防止に努めるとともに、ICTを活用した生産技術の導入や営農指導環境の提供、新たな販路の開拓及び地産地消の推進など、ポストコロナも見据えながら施策を展開する必要があります。

第4章 施策の基本方針

第1節 福島市農業の目指す姿

目指す姿

魅力と活力にあふれ、次世代に向け持続成長する農業が営まれています。

(単位：億円)

指 標	基 準 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
農業産出額	174 (平成30年)	190 (令和5年)

・農林水産省推計（平成30年分を令和2年3月公表）

本市の農業は、恵まれた自然環境のもと稲作や畑作、果樹栽培など地域ごとに特色ある生産が営まれ、基幹産業のひとつとして市勢進展の礎となってきました。また、農業は食料の安全供給を担う重要な産業であると同時に、自然環境の保全、良好な景観の形成、地域文化の伝承など、多面的な機能を担っています。

本市農業が持続的に発展していくためには、農業経営の強化をはじめとした各種施策の推進により、職業として選択しうる魅力と活力あふれる農業を創り上げ、次世代を担う新規就農者や農業後継者を確保し、定着・育成を図っていく必要があります。

また、安全で品質の高い農産物の生産や特色ある加工品の開発・販売により、農業者のみならず、消費者にとっても魅力あふれる農業を目指します。

目指す姿の実現に向け、本市の恵まれた地域資源等を最大限に活かしながら、農業関係団体等との連携協力のもと、効果的に施策事業を展開し、農業を持続成長する産業として次世代にしっかりと引き継いでいきます。

第2節 農業・農村振興計画の基本方針

第3章で分析した本市農業に関する現状と課題を踏まえ、「農業・農村振興計画」における基本方針を下記のとおり設定します。

- 1 担い手育成と多様な人材の活躍を促進する
 - ・次世代に向け農業の持続的発展を図るため、意欲ある担い手の育成・確保や多様な人材の活躍を促進します。
- 2 農業経営を強化する
 - ・農用地集積・集約による規模拡大、スマート農業の推進による省力化など生産性、収益性の高い農業の実現と、農業経営の安定化、6次産業化の推進により、経営を強化します。
- 3 農村環境を保全し活用する
 - ・農業資源の適切な維持管理と有害鳥獣対策など農村環境の保全により多面的機能を維持・発揮させるとともに、農村環境の活用を図ります。

4 農産物の安全性の確保・品質の向上と消費拡大を推進する

- ・生産技術の向上のほか、病虫害防除や気候変動への対応、GAP認証取得等の促進などにより、農産物の安全性確保と品質保持に努めるとともに、PR事業などによる販売力の強化、農産物の販売方法の多角化や地産地消の推進などにより消費拡大を図ります。

5 農業振興のための連携を推進する

- ・基本方針1から4を推進するため、農業関係機関や、福島大学食農学類等との連携協力を推進し、各種施策事業に取り組みます。

※ 各種施策事業の展開にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の視点から「新しい生活様式」を取り入れるなどポストコロナを見据え対応します。

【基本方針における各指標と目標値】

指 標	基 準 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
認定農業者数	517人	560人
新規就農者数	145人 (H28～R2の累計)	200人 (R3～R7の累計)
農地所有適格法人数	38法人	45法人
家族経営協定数	90件	120件
農用地の利用集積面積	1,066 ha(令和元年度)	1,366 ha
耕地面積	6,790 ha (令和2年)	6,600 ha (令和7年)
農業保険加入者数	659人 (令和2年)	900人 (令和7年)
市産農産物を使用した 新規6次化商品数	29個 (H30～R2の累計)	75個 (R3～R7の累計)
多面的機能支払 交付金対象面積	2,363 ha	2,400 ha
中山間地域等直接支払 交付金対象面積	579 ha	600 ha
遊休農地面積	561 ha	540 ha
農作物被害額	26,505 千円	22,997 千円
侵入防止柵設置距離	388,202m (H28～R2の累計)	450,000m (R3～R7の累計)
環境保全型農業直接 支払交付金対象面積	4,672 a (令和元年度)	5,500 a
学校給食自給率	42.0 %(令和元年度)	50.0 %

第5章 施策・事業

第1節 担い手育成と多様な人材の活躍を促進する

【施策の方向性】

- I 農業の持続的発展を図るため、後継者をはじめとする新規就農者の支援や意欲ある担い手の確保・育成に努めます。
- II 農福連携、移住・定住者の就農促進、異業種からの農業参入など多様な人材が農業で活躍できる取組みを推進します。

1 担い手の確保・育成

(1) 農業の中心となる担い手の育成

- ・農業経営基盤強化促進法に基づき、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定し、認定農業者の認定要件となる年間労働時間と年間所得の目標を定め、認定農業者の育成に努めます。
- ・認定農業者をはじめとする意欲ある多様な農業者の育成・確保を目的として担い手の育成事業を推進します。

〔主な事業〕

- ① 農業経営基盤強化促進対策事業
- ② 農業経営安定化支援事業
- ③ 第三者認証GAP取得等促進事業
- ④ 人・農地プラン事業
- ⑤ 認定農業者等育成セミナー
- ⑥ 農業経営基盤強化資金利子補給事業
- ⑦ 農業行政情報等発信事業
- ⑧ 農業者年金への加入促進

(単位：人)

指 標	基 準 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
認定農業者数	517	560

・各年度3月31日現在

(2) 農業後継者や新規就農者の確保と定着

- ・ 農業後継者や新規参入者、農地所有適格法人に雇用された農業者など多様な新規就農者が、円滑に農業経営を開始できる環境を整備します。
- ・ 新規就農者が身近な農業者と信頼関係を構築し、営農指導や地域とのコミュニティ形成などの支援を行うメンター制度により、就農の定着を図ります。
- ・ 農業への理解度を深めることを目的とした体験講座や講演会などの啓発活動の推進及び青年農業者間の連携強化や本市の農業振興を目的とした活動を支援します。

〔主な事業〕

- ① 農業次世代人材投資事業
- ② 新規就農拡大推進事業
- ③ 農業後継者活動事業
- ④ 新規就農者激励会
- ⑤ 農業学習カレッジ
- ⑥ 週末ファーマー体験講座
- ⑦ 「わいわい市民農園」栽培講習会

(単位：人)

指 標	基 準 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
新規就農者数	145 ※1	200 ※2

・ 各年度3月31日現在

※1 平成28～令和2年度の累計、 ※2 令和3～7年度の累計



新規就農者激励会
【AOZ】



福島市農業後継者連絡協議会による
首都圏農産物PR事業
【川崎市プレーメン通り商店街】

(3) 集落営農や農地所有適格法人等の育成・支援

- ・地域農業の担い手として期待される集落営農について、集落営農によるコスト削減や農作業の組織化、効率化などの具体的なメリットを周知しながら、関係機関・団体と連携し組織化を促進します。
- ・経営規模拡大や生産性の向上、高齢の農業者や兼業農家などの負担軽減のため、基幹的農作業を受託する生産組織を育成・支援するため、法人経営を目指す農業者や農業者グループの法人設立を支援します。

指 標	基 準 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
農地所有適格法人数	38	45

・各年度3月31日現在

(4) 農業経営に係る学習機会の創出及び質の向上

- ・農業者の所得及び技術の向上を目的とした講演会を開催します。
- ・ICTを活用したGAPなどの各種認証、資格取得をサポートする学習環境の提供や、農業技術等を映像で提供する取組みを推進します。

〔主な事業〕

- ① 農業学習カレッジ (再掲P17「1-(2)-⑤」)
- ② 第三者認証GAP取得等促進事業 (再掲P16「1-(1)-③」)

(5) 営農指導体制の充実

- ・意欲ある担い手が各種農畜産物生産に関する専門技術を習得し持続的に農業に取り組んでいける環境を作るために、農業協同組合の営農指導員を通じた技術指導等を充実します。

〔主な事業〕

- ① 営農指導員設置助成事業

(6) 農業関係団体への支援

- ・食料の安定供給や農業・農村の振興を図るため、農業協同組合などの組織体制の強化や消費者との交流事業などを支援します。また、担い手の育成・確保や営農・経営の指導、農地流動化の促進などの取組みを支援します。

〔主な事業〕

- ① JA農業まつり推進事業
- ② 農振会活動強化事業
- ③ 酪農関係団体運営費補助事業

(7) 総合的な農業支援体制の確立

- ・福島市農業サポートセンターにおいて、本市農業に関連する相談業務の一元化を図り、スピーディーで分かりやすく、柔軟性に富んだサービスを提供することにより、農業者を総合的に支援します。



〔主な事業〕

- ① 福島市農業サポートセンター
窓口相談業務

(8) 農業者との意見交換会の実施

- ・地域農業の活性化と連携の強化を図るため、地域の抱える課題・要望等について農地利用最適化推進委員等が認定農業者などの担い手と広く意見交換する場として、区域ごとに意見交換会を開催します。



〔主な事業〕

- ① 農業者との意見交換会
(福島、北福島、須南、飯坂、松川、信夫、吾妻の7区域で開催)

2 多様な人材の活躍促進

(1) 女性の農業経営参画の促進

- ・女性農業者の農業経営における役割や就農条件を明確にした家族経営協定の締結を推進し、女性が意欲を持って農業に取り組めるよう支援します。
- ・女性農業者の農業経営や生産技術に関する知識・技術の習得に関する研修活動及び農産物・加工品の直売活動並びに起業活動などを支援します。

〔主な事業〕

- ① 女性農業者応援事業

(単位：件)

指 標	基 準 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
家族経営協定数	90	120

・各年度3月31日現在

(2) 農福連携の推進

- ・農家や障がい福祉事業所へ農福連携のメリットを積極的に発信し、マッチングを進めるなど、福島県授産事業振興会、農業協同組合など関係団体と連携し、農福連携を推進します。

〔主な事業〕

- ① 農福連携体験会の実施



農福連携体験会【宍戸果樹園】

(3) 移住・定住者の就農促進

- ・就農や半農半X※（注5）等の営農を目的とした移住・定住の促進に向けた有用な情報発信を行います。
- ・農地付き空き家等の情報提供や就農への総合的な相談対応など、移住就農等受け入れ体制を充実します。
- ・本市での就農までのイメージを明確に持つことができるようなアドバイスやサポート活動を行う福島市移住応援サポーターを積極的に活用し、移住者の就農を促進します。
- ・農業の担い手の育成や多様な人材を積極的に確保することなどを地域課題としている地域については、地域の要請により地域おこし協力隊を導入し、地域の農業振興及び活性化を促進します。

〔主な事業〕

- ① 新規就農者オンライン相談事業
- ② 福島市移住応援サポーター活用事業

(4) 異業種の農業参入促進

- ・遊休農地の活用や耕作放棄地の再生、雇用の創出などによる地域農業の活性化を図るため、異業種からの農業参入を促進します。
- ・農業への参入を希望する企業等に対し、農業参入に係る支援制度等の情報提供や総合的な相談対応などの支援を行います。
- ・既に農業参入している企業等に対しては、農業参入における現状や今後の課題について相談に応じ、経営安定化に向け支援します。

〔主な事業〕

- ① 異業種参入PR事業

第2節 農業経営を強化する

【施策の方向性】

- I 農地の集積・集約や生産基盤の強化による経営規模拡大、スマート農業の推進による農作業の省力化など生産性と収益性の高い農業の実現に努めます。
- II 農産物のブランド化、6次産業化の推進など農作物の高付加価値化を図り農業経営の強化に努めます。
- III 人口減少時代に対応した作物転換や気候変動などのリスクに対応した経営を支援するとともに、収入保険等への加入促進など経営の安定化に努めます。

1 生産性、収益性の向上

(1) 農用地集積・集約の促進と優良農地の確保

- ・経営規模の拡大による経営安定及び経営農地の集積による経営の効率化を図るため、農用地の流動化を促進し、認定農業者をはじめ地域農業の中心となる意欲ある担い手への利用集積を促進します。
- ・関係法令などに従い、農業振興地域内の農用地区域における優良農地の適正な管理運用に努めます。

〔主な事業〕

- ① 農地中間管理事業
- ② 農地流動化支援事業
- ③ 農地等利用最適化推進事業
- ④ 人・農地プラン事業（再掲P16「1-(1)-④」）

(単位：ha)

指 標	基 準 値 (令和元年度)	目 標 値 (令和7年度)
農用地の 利用集積面積 ※	1,066	1,366

※ 農業経営基盤強化促進法による利用集積面積（各年度3月31日現在）

(単位：ha)

指 標	基 準 値 (令和2年)	目 標 値 (令和7年)
耕地面積	6,790	6,600
田	2,730	2,600
畑	4,060	4,000

・資料 農林水産省「耕地面積調査」

(2) 農業生産基盤の整備

- ・農業の生産性を高め、農業経営の安定を図るため、農道や農業水利施設（堰・ため池・水路等）の整備など、農業の持続的発展を支える生産基盤の整備を推進します。
- ・地域の多様なニーズに応じた農業農村整備事業（農地整備事業、水利施設整備事業、農地防災事業等）の推進を図りながら、農地の集積・集約や生産基盤の強化に努めます。

〔主な事業〕

- ① 農業生産基盤整備事業
- ② 農業農村整備事業



飯坂町湯野地区 農道改良工事



飯野町青木地区 用排水路改良工事

(3) 農業施設・設備の整備

- ・産地として農産物の品質向上や生産量の拡大を図り、生産性・収益性を向上させることで農業経営の強化につながるよう、ライスセンターや農業用ハウス、大型農業機械などの農業施設や設備の整備を支援します。

〔主な事業〕

- ① 産地生産基盤パワーアップ事業
- ② 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業
- ③ 果樹品質向上支援対策事業

(4) 各種作物の生産促進

米

- ・米は、本市農業の主要な作物のひとつです。人口減少に伴う需要減、食生活の多様化を背景とした米離れによる生産量や作付けの減少が今後も見込まれる中、安定した米の供給を図るため、「経営所得安定対策事業（諸外国と比べた際の生産条件の不利を補う交付金や農業収入減少に対する影響を緩和する制度）」や「水田活用の直接支払交付金（戦略作物の本作化や産地づくりを支援する制度）」に基づき、主食用米のみならず飼料用米や加工用米などへの取組みを促進します。
- ・高品質米や良食味米、減農薬米などの特色ある米の生産を促進します。

大豆・そば

- ・大豆・そばは、本市の振興作物となっていますが、生産安定と品質向上を図るため、作付けの団地化や担い手への作業受委託、機械化による省力化生産体制の構築を促進し、生産の定着、拡大を図ります。

野菜

- ・本市の気象条件などに応じた品目・品種・作型の導入と施設化の促進や新技術の導入などによる生産の周年化、生産性の向上を促進します。また、労働時間の短縮と作業の省力化、効率化に向けた支援に努めます。

〔米・大豆・そば・野菜〕の主な事業〕

- ① 経営所得安定対策等事業
 - ・水田活用直接支払交付金（戦略作物助成・産地交付金）
 - ・米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）
 - ・畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）
- ② 青果物価格補償事業
- ③ 放射性物質吸収抑制対策事業（カリ散布）

果樹

- ・果樹は、本市の農業産出額の約6割を占める重要な基幹作物となっていることから、多様化する消費者ニーズや内外の産地間競争に対応するため、品質向上と安定生産に向け、優良品種導入による品種構成の適正化や施設栽培の拡大などを促進します。

〔主な事業〕

- ① 農作物病虫害防除事業
- ② 果樹品質向上支援対策事業（再掲P22「1-(3)-③」）
- ③ リンゴ新品種検討事業
- ④ 「サクランボの里づくり」推進事業
- ⑤ 青果物価格補償事業（再掲P23「1-(4)-米・大豆・そば・野菜-②」）
- ⑥ 放射性物質吸収抑制対策事業（改植）

花き・花木

- ・市場の大型化や産地間競争に対応するため、地域条件に適した品目・品種・作型の導入やハウスなどの施設整備による生産性、品質の向上と周年生産体制の整備、さらには省力機器導入による生産拡大を図り、産地体制の強化を促進します。

〔主な事業〕

- ① 経営所得安定対策等事業（水田活用直接支払交付金）
（再掲 P23 「1-(4)-米・大豆・そば・野菜-①」）

畜産

- ・乳用牛は、良質な牛の生産・生育により生産基盤の拡大を図り、酪農ヘルパーの利用による労働補完体制の充実など経営の安定を支援します。
- ・肉用牛は、資質改良による高品質化を図り、飼養規模の拡大を促進します。
- ・家畜排せつ物を有機質肥料として有効活用を促進するとともに、農家における衛生管理の徹底と地域の防疫体制の強化に努めます。

〔主な事業〕

- ① 畜産クラスター事業
- ② 預託牛輸送費補助事業
- ③ 受精卵移植推進事業
- ④ 性判別優良精液推進事業
- ⑤ 酪農ヘルパー推進事業
- ⑥ 黒毛和種繁殖基礎雌牛導入事業
- ⑦ 黒毛和種優良精液推進事業

飼料作物

- ・自給飼料生産の効率化と省力化を図るため、高性能機械の導入を促進します。
- ・水田における飼料作物の生産や遊休農地の有効活用を支援し、生産コストの低減を促進します。

〔主な事業〕

- ① 畜産クラスター事業
- ② 経営所得安定対策等事業（水田活用直接支払交付金）
（再掲P23「1-(4)-米・大豆・そば・野菜-①」「1-(4)-花き・花木-①」）

（5）ICT等を活用した農業の推進

- ・スマート農業の推進により農作業における省力・軽労化が図れるとともに、栽培技術の向上・継承等も期待できるものであり、稲作に加え、モモやリンゴを中心とした多種類の果物や野菜の栽培が盛んである本市農業に適したスマート農業のあり方など、普及に向けた環境づくりについて「福島市スマート農業検討会（仮称）」で検討を行い、農家へ情報発信するなど、ICT等を活用した農業の普及・啓発に努めます。

〔主な事業〕

- ① スマート農業推進事業

2 農業経営の安定化

（1）経営安定対策等の活用促進

- ・米・麦・大豆等については、需要に応じた生産と水田農業全体としての所得向上により農業経営の安定化を図るために、関係機関・団体と連携しながら対象となる農業者へ経営所得安定対策や水田活用の直接支払交付金への加入を促進します。
- ・青果物については、価格の著しい下落時に補償金を交付することで農業経営の安定化を図るために、青果物価格補償事業を支援します。

〔主な事業〕

- ① 経営所得安定対策等事業（再掲 P23「1-(4)-米・大豆・そば・野菜-①」「1-(4)-花き・花木-①」、P24「1-(4)-飼料作物-②」）
- ② 青果物価格補償事業（再掲 P23「1-(4)-米・大豆・そば・野菜-②、果樹-⑤」）

(2) 農業保険への加入促進

- ・農業経営のリスク対策として有効な各種農業保険への加入を促進するため、収入保険や果樹共済の保険料の一部を助成します。また、関係機関と連携し収入保険の加入要件である青色申告を始める農家を支援します。

〔主な事業〕

- ① 農業経営安定化支援事業 (再掲 P16 「1-(1)-②」)

(単位：人)

指 標	基 準 値 (令和2年)	目 標 値 (令和7年)
農業保険 ^{※1} 加入者数	659	900

※1 収入保険及び果樹共済

(3) 農産物のブランド化の推進

- ・本市は初夏から初冬にかけて様々な果物が採れる「くだものの宝石箱」であり、初夏のオウトウ（サクランボ）から、夏のモモ、秋のナシ（日本ナシ・西洋ナシ）、ブドウ、初冬のリンゴやイチゴなど、一年を通した果物の提供によるブランドイメージの醸成に努めます。
- ・市産くだものの知名度向上のため、市内外で開催される各種イベントへのPRに積極的に参加するとともに、量販店PR等を展開することにより、「福島のかだもの」のイメージづくりに取り組みます。

〔主な事業〕

- ① 果実消費拡大事業
② 果実等プロモーション事業

3 6次産業化の推進

(1) 地域の特性を活かした新たな製品の研究開発の支援

- ・農産物や農山村に由来する資源を活用した6次産業化の推進を図るため、各大学をはじめ関係団体等との連携を図り、本市農業の特性を生かした特色ある農産加工品の開発や研究を促進します。
- ・農業者等へ専門的な助言・指導を行う6次化相談員及び「ふくしま市6次化アドバイザー」を設置し、研修会や交流会等により、6次化に関する知識の習得や農商工連携を支援します。

〔主な事業〕

- ① 地域6次産業化推進事業
- ② 四季の里の運営管理
- ③ スイーツ・プレミアム事業
- ④ 食品加工産業創出事業



四季の里農村いちば

(単位：個)

指 標	基 準 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
市産農産物を使用した 新規6次化商品数	29 ※1	75 ※2

・各年度3月31日現在

※1 平成30～令和2年度の累計、 ※2 令和3～7年度の累計

(2) 農産物加工施設の活用

- ・ 農業者等による新たな6次化商品や加工技術の開発を促進するため、農村マニユファクチャー公園（四季の里）内の農産加工館において、レシピの充実を図るとともに、研修等を開催します。
- ・ 利用者のニーズに合わせ農産加工館の加工機器類を更新、拡充します。

〔主な事業〕

- ① 四季の里農産加工館の再整備



四季の里農産加工館

第3節 農村環境を保全し活用する

【施策の方向性】

- I 農業資源の適切な維持管理と耕作放棄地の発生防止と再生、有害鳥獣対策などにより農村環境を保全し、農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮させます。
- II 農村交流の活性化や観光との連携、再生可能エネルギーの導入など農村環境を活用します。

1 農村環境の保全

(1) 農村・里山の有する多面的機能の維持・発揮

- ・農村集落機能の低下により、保全管理が困難となってきた農地・農業用水などの農業資源や自然環境・景観について、良好な保全管理を図るため、日常の管理や長寿命化のための補修などに地域ぐるみで取り組む集落を支援します。
- ・農業の発展と農村の活性化を図るため、地域の特色を生かした生産基盤と生活環境の一体的な整備事業を促進します。

〔主な事業〕

- ① 多面的機能支払交付金事業
- ② 中山間地域等直接支払交付金事業
- ③ 環境保全型農業直接支払交付金事業
- ④ 農地等利用最適化推進事業 (再掲 P21 「1-(1)-③」)

(単位：ha)

指 標	基 準 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
多面的機能支払 交付金対象面積	2,363	2,400
中山間地域等直接支払 交付金対象面積	579	600

(2) 耕作放棄地の発生防止と再生

- ・耕作放棄地の発生を未然に防止し、再生利用を図るため、遊休農地の保全や耕作放棄地の解消に向けた取組みを支援します。
- ・耕作放棄地の実態把握に努めるとともに優良農地の確保と有効利用を促進します。

〔主な事業〕

- ① 遊休農地等保全対策支援事業
- ② 耕作放棄地解消対策事業
- ③ 農地等利用最適化推進事業 (再掲 P21 「1-(1)-③」、再掲 P27 「1-(1)-④」)
- ④ 多面的機能支払交付金事業 (再掲 P27 「1-(1)-①」)
- ⑤ 中山間地域等直接支払交付金事業 (再掲 P27 「1-(1)-②」)

(単位：ha)

指 標	基 準 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
遊休農地面積	561	540

・農地法第30条に基づく利用状況調査

(3) 有害鳥獣被害対策の実施

- ・サル、クマ、イノシシなどによる被害の軽減と拡大防止を図るため、関係機関との連携のもと、生産者が自ら農地を守るための支援や助言を行うとともに、捕獲活動等を実施します。

〔主な事業〕

- ① 福島市有害鳥獣被害対策協議会の設置
- ② 鳥獣被害対策実施隊事業
- ③ 侵入防止柵整備事業
- ④ 捕獲対策事業
- ⑤ 野そ駆除事業

(単位：千円、m)

指 標	基 準 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
農作物被害額 ※1	26,505	22,997
侵入防止柵設置距離	388,202 ※2	450,000 ※3

・各年度3月31日現在

※1 対象鳥獣はニホンサル、イノシシ、カラス

※2 平成28～令和2年度の累計、※3 令和3～7年度の累計



サルおり（大型）設置の様子【町庭坂】



侵入防止柵設置の様子【渡利】

(4) 農業水利施設の長寿命化対策

- ・農業水利施設の機能を安定的に発揮させ、次世代に継承していくために、関係機関・団体と連携し、施設の点検、機能診断、監視等を通じた適切なリスク管理のもとで計画的かつ効率的な補修、更新等を行うことにより、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減します。

〔主な事業〕

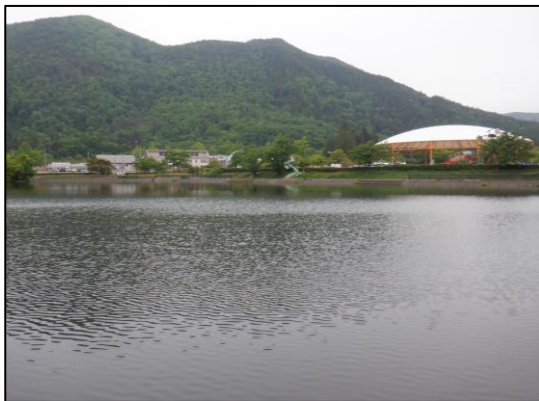
- ① 基幹水利施設ストックマネジメント事業
- ② 水利施設等保全高度化事業
- ③ 農業水路等長寿命化・防災減災事業

(5) ため池の防災減災対策の推進

- ・ため池の堤体崩落などによる被害は、農地や住宅のほか人的な被害にも及ぶため、老朽化しているため池の改修、補強などを計画的に推進します。
- ・防災重点ため池 38 か所と農業用ダム 1 か所のハザードマップを活用し、迅速な避難行動がとれるよう地域の防災意識の啓発に努めるとともに、決壊による想定被害が大きいため池に水位計を設置し監視体制を強化します。

〔主な事業〕

- ① 農村地域防災減災事業
- ② 農業水路等長寿命化・防災減災事業 (再掲 P29 「1-(4)-③」)



防災重点ため池 (十六沼【大笹生】)



防災重点ため池 (太子沼【飯坂町湯野】)

2 農村環境の活用

(1) 中山間地域の振興

- ・農業生産条件の不利な中山間地域において、耕作放棄地の発生防止や、農業・農村の有する多面的機能を維持するため、集落等を単位として行う農業生産活動などを支援します。
- ・持続可能な地域農業の実現のため、担い手の育成・確保と農村環境の保全を図るとともに、中山間地域の魅力を活かした農村づくりを目指します。

〔主な事業〕

- ① 中山間地域等直接支払交付金事業 (再掲 P27 「1-(1)-②」 「1-(2)-⑤」)

(2) 農村交流促進

- ・緑豊かな自然環境や良好な景観など、多様な地域資源を有する農村への評価や期待が高まっていることから、荒川区をはじめ交流都市や交流団体との農業体験や農業をテーマとした交流事業のほか、首都圏でのふくしまの食材を使用した料理メニューの提供事業など、交流推進団体と連携し都市と農村の交流活性化を推進します。
- ・わいわい市民農園や個人の農地を活用し、農家との交流や農業体験など、農業に触れ、理解を深める機会を醸成します。

〔主な事業〕

- ① 市産農産物安全・安心発信事業
- ② まるごと福島PR事業
- ③ 週末ファーマー体験講座（再掲P17「1-(2)-⑥」）
- ④ 「わいわい市民農園」栽培講習会（再掲P17「1-(2)-⑦」）
- ⑤ 農業ふれあい体験事業



週末ファーマー体験講座
【新ふくしまファーム】



わいわい市民農園

（3）農業と観光の連携

- ・吾妻地区多目的休憩施設「吾妻の駅こころ」や令和4年春開業予定の（仮称）道の駅ふくしまにおいて、フルーツライン沿線に位置する立地を生かし、観光情報と合わせ観光果樹園や農産物直売所の案内などを行うとともに、ふくしまスカイパークの有する特性と多面的な機能を活用するなど、年間を通じた品目リレーが可能である本市のくだものをPRすることで、産地の知名度アップと消費拡大を図ります。
- ・荒川沿いの豊かな自然環境に恵まれた、四季の里や水林自然林においては、観光やスポーツなどで県内外から多くの来訪者を呼び込むあづま総合運動公園や民家園など周辺施設と連携し、農林業の振興と合わせ本市観光振興につながる運営に努めます。
- ・本市ならではの付加価値の高い特産品づくりや販路拡大等を進め、農業と観光双方の経済波及効果の増大を目指します。

〔主な事業〕

- ① 吾妻地区多目的休憩施設「吾妻の駅こころ」の管理運営
- ② ふくしまスカイパーク・フェスタ開催
- ③ 四季の里の運営管理（再掲P26「3-(1)-②」）
- ④ 水林自然林の管理運営

（4）農村の新たな価値の創出と活性化

- ・農村の有する田園や里山、緑豊かな自然環境や景観などの豊かな地域資源を活用した農村の活性化に努めます。また、自然環境との調和を保ちながら、小水力、バイオマス等の再生可能エネルギーなどの新たな価値の創出に努めます。

第4節 農産物の安全性の確保・品質の向上と消費拡大を推進する

【施策の方向性】

- I 病虫害防除対策や気候変動対策、放射性物質対策のほか、GAP認証取得等を促進し適切な生産工程管理を普及するなど、農産物の品質の維持向上と安全性の確保に努めます。
- II 産地支援によるブランド力向上や地産地消、多様な販路確保・拡大に努めます。
- III 効果的なPR活動、風評払拭などに取り組み、消費拡大を図ります。

1 農産物の安全性の確保と品質保持

(1) 病虫害の防除等による農産物の品質保持

- ・病虫害の防除に向け、薬剤散布などの「化学的防除」に対する支援に加え、病斑部分の除去などの「耕種的防除」における生産者の負担軽減など、総合的な防除体制の環境整備に取り組みます。
- ・関係機関と連携し気象災害に関する情報提供を通じて農作物被害の未然防止に努めます。

【主な事業】

- ① 農作物病虫害防除事業 (再掲P23「1-(4)-果樹-①」)
- ② 防霜対策事業
- ③ 花モモ管理事業

(2) 農産物に関する情報提供

- ・広報紙をはじめ様々な情報媒体を活用し、農業者へ農産物や農業政策に係る情報などを提供します。
- ・「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に基づき、有機農産物などに関する適切な表示について生産者へ啓発します。

【主な事業】

- ① 農政だよりの発行
- ② 農業行政情報等発信事業 (再掲P16「1-(1)-⑦」)
- ③ MAF Fアプリの活用



(3) GAP認証取得等の促進

- ・第三者機関からGAP認証を受けることで、生産工程が管理され食品安全をはじめとする持続可能な農業生産への取り組みが客観的に証明されることから、制度内容を周知するとともに生産工程管理の実践を促進します。

【主な事業】

- ① 第三者認証GAP取得等促進事業 (再掲P16「1-(1)-③」、P18「1-(4)-②」)

(4) 放射性物質検査等の放射線対策

- ・本市産農産物の安全性の確保と消費者の信頼回復を図るため、農業協同組合をはじめとする農業関係機関と連携し、「福島市地域の恵み安全対策協議会」による農産物の放射性物質検査を実施するとともに、生産者や消費者に対し、その検査結果や国、県などの関係機関から得られた正確な情報を提供します。
- ・土壌中に蓄積した放射性物質の農作物への移行抑制を目的とした吸収抑制対策事業を実施するとともに、作付け制限が解除された地区の作付け再開を支援します。
- ・本市農畜産業の被害状況を踏まえ、東京電力や国へ迅速な賠償を求めるとともに、原子力損害賠償手続きが円滑に進められるよう、県、農業協同組合などの関係機関と連携し、農業者向けの相談窓口を設置するなどきめ細かな支援を行います。

〔主な事業〕

- ① 米の放射性物質検査
(モニタリング検査)
- ② 園芸品目の放射性物質検査
(自主検査)
- ③ 市場へ入荷した農産物の放射性物質簡易測定
- ④ 放射性物質吸収抑制対策
- ⑤ 営農再開支援事業



2 気候変動への対応

(1) 環境保全型農業の推進

- ・気候変動による病害虫の頻発や栽培適地の移動などの影響を最小限にとどめるため、「環境保全型農業直接支払交付金」を活用することにより、環境保全型農業※（注6）に取り組む農業者を支援します。

〔主な事業〕

- ① 環境保全型農業直接支払交付金事業（再掲P27「1-(1)-③」）
(単位：a)

指 標	基 準 値 (令和元年度)	目 標 値 (令和7年度)
環境保全型農業直接支払 交付金対象面積	4,672	5,500

・各年度3月31日現在

(2) 気候変動に対応した栽培管理技術等の導入

- ・気候変動に伴う栽培環境の変化に農業者が対応できるよう営農指導員による栽培管理技術指導を支援します。
- ・気候変動により頻発する病害虫被害を軽減するための対策を支援します。

〔主な事業〕

- ① 営農指導員設置助成事業 (再掲P18「1-(5)-①」)
- ② 農作物病害虫防除事業 (再掲P23「1-(4)-果樹-①」、P31「1-(1)-①」)

(3) 気候変動に対応した農業施設・設備の整備

- ・気候変動により大雨や猛暑など極端化する気象の影響から農産物を保護するため、品質保持に有効な施設導入を支援します。

〔主な事業〕

- ① 果樹品質向上支援対策事業 (再掲P22「1-(3)-③」、P23「1-(4)-果樹-②」)

3 消費拡大の推進

(1) トップセールス等による農産物PRの推進

- ・市、関係機関が一体となって、トップセールスなどによる大消費地を中心とした本市農産物と観光をPRすることにより、産地の知名度アップと消費拡大を図ります。
- ・市場流通を基本に、観光農園での直売や産地直送など特色ある市産農産物の流通を促進します。

〔主な事業〕

- ① 果実消費拡大事業 (再掲P25「2-(3)-①」)
- ② 果実等プロモーション事業 (再掲P25「2-(3)-②」)



トップセールス
【大阪市中央卸売市場】

(2) 多様な販路確保・拡大

- ・本市の果物・観光PRパンフレットを作成し、贈答用くだものに封入することにより宅配事業に取り組む農家の販路拡大を支援します。
- ・SNS※(注7)を活用した情報発信を拡大するとともに、(仮称)道の駅ふくしまや吾妻地区多目的休憩施設「吾妻の駅こころ」、四季の里などで、四季折々の農産物、観光農園や直売所の情報を提供し、本市のPRと農産物の消費拡大を促進します。

〔主な事業〕

- ① 果実等プロモーション事業 (贈答品活用くだものPR事業)
(再掲P25「2-(3)-②」、P33「3-(1)-②」)
- ② 吾妻地区多目的休憩施設「吾妻の駅こころ」での農産物、観光農園などの情報提供
- ③ 四季の里の運営管理 (P26「3-(1)-②」、P30「2-(3)-③」)
- ④ ふくしまエールひろば

(3) 地元農産物への愛着を育む食育の推進

- ・生産者と消費者の交流や「農」とふれあう機会をとおして、地元農産物への愛着を育み、自然の恩恵、食の大切さへの理解を深める食育を推進するとともに、推進と農業を学ぶ機会として農業ふれあい体験を実施するなど、農業・農村への関心と理解の増進に努めます。
- ・学校・保育施設等の給食食材の調達において地元生産者とのマッチングを図るなど、本市産米・くだもの・野菜・特産品等の地産地消による消費拡大を促進します。

〔主な事業〕

- ① わいわい市民農園の管理運営
- ② 農業ふれあい体験事業 (再掲P30「2-(2)-⑤」)
- ③ 「福島市食育推進計画」の推進
- ④ 福島型給食推進事業
- ⑤ 市産農畜産物等契約希望者登録制度

(単位：%)

指 標	基 準 値 (令和元年度)	目 標 値 (令和7年度)
学校給食自給率	42.0	50.0

・各年度3月31日現在



わいわい市民農園での体験農園



農業ふれあい体験

(4) 風評払拭に向けた取組み

- ・放射性物質の検査体制を継続し、消費者へ正確な情報を発信することにより市産農産物の安全性をアピールします。
- ・トップセールスをはじめとするPR事業の拡大やチラシの作成、福島駅前軽トラ市等のイベントの実施などにより、市産農産物の安全性を積極的にPRし、福島ブランドのイメージ回復と向上、風評払拭に努めます。

【主な事業】

- ① 市長メッセージチラシ
- ② 福島ユナイテッドFCと連携した福島市産くだもののPR
- ③ 福島駅前軽トラ市
- ④ 市産農産物安全・安心発信事業（再掲P30「2-(2)-①」）
- ⑤ まるごと福島PR事業（再掲P30「2-(2)-②」）



市長メッセージチラシ



福島ユナイテッドFCと連携した
福島市産くだもののPR
【Shonan BMW スタジアム平塚】

第6章 農業関係団体等との連携推進

第1節 農業振興のための連携を推進する

【施策の方向性】

- I 国・県のほか専門的な知見を有する農業関係機関や、福島大学食農学類等との連携協力を推進し、各種施策事業に取り組みます。
- II 異業種間の交流促進・連携による新しい価値の創造に努めます。

1 農業委員会・農業協同組合等の農業関係機関との連携強化

農業委員会

- ・農地利用の最適化を図るため、農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規就農の支援など、「目に見える活動」として取り組みます。

農業協同組合

- ・農業者の所得向上や農業生産性向上、農産物の風評払拭を図るため、農業協同組合と連携し、消費拡大の推進や担い手の育成、生産の振興、農地の有効活用などの取組みを強化します。

農業共済組合

- ・農業経営の安定を図るため、農業共済組合と連携して経営所得安定等対策事業や農業保険の加入促進などに取り組みます。

土地改良区・土地改良事業団体連合会

- ・農業生産性の向上を図るため、土地改良区等と連携し、農業生産基盤の整備や農業水利施設の維持管理を行います。

2 異業種間の交流促進、連携による新しい価値の創造

- ・他産業の技術・ノウハウを活かした生産技術の導入や6次産業化、販売促進、販路拡大などを進めるため、学術機関、商工業者など異業種へ情報発信するなど交流を促進し、連携による新しい価値の創造に努めます。

3 福島大学食農学類等との連携協力

- ・スマート農業の研究や6次産業化などを進めるため、福島大学をはじめ市内外の各大学との連携を深めます。特に福島大学食農学類との連携においては、本市農業に資することを目的としたフィールド実習を重視した実践型の教育プログラムの実施をはじめ、修学者の地元定着、農商工連携による地域産業の振興など、活力ある地域づくりに取り組みます。

第7章 新しい生活様式への対応

農業は食料の安定供給等に重要な役割を担っており、食料供給に影響をきたさないよう新しい生活様式への対応が求められており、ICTを活用した農業の推進や学習環境の提供、新たな販路の開拓及び地産地消の推進など、ポストコロナも見据えながら施策を展開します。

第8章 計画の実現に向けて

第1節 施策・事業の実現に向けて

基本方針に基づき、農業者を支援し、本市農業の振興を図っていくためには、短期的に効率的な施策事業の実施はもとより、中長期的視点での持続的な成長を促す施策事業の実施が必要です。

加えて、農業者自らの農業生産活動意欲はもとより、市民一人ひとりが農業・農村に対する認識を共有するとともに、広く市内外への周知に努めながら市産農産物の消費及び利用を促進することが大切です。

第2節 農業者・農業関係団体・市民・行政の役割分担

1 農業者

農業者には、意欲を持って農業生産活動に取り組み、農業経営を持続的かつ安定的に発展させるとともに、農村地域の活性化に中心的な役割を果たすことが期待されます。

2 農業関係団体

農業関係団体には、市や関係機関との連携を強化し、農業及び農村の振興に主体的な役割を果たすことが期待されます。

3 市民

市民には、農業及び農村のもつ役割を十分に理解し、食生活の改善や地域で生産された農産物の消費拡大に努めるなど、農業及び農村の振興に積極的に協力することが期待されます。

4 行政

市は、本市農業及び農村の目指すべき姿の実現に向けて、関係機関・団体と緊密に連携をとりながら、本計画の基本方針に沿って、施策・事業を総合的、計画的に推進し、本計画の実現に努めます。

第3節 計画の進行管理

本計画に掲げた各種施策の進捗状況や成果については、年度ごとに点検と評価を行い、これに基づき効率的かつ効果的な施策展開を図ります。

用語解説

(注1) 農業・農村の有する多面的機能：

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など、農業生産活動から生じる食料その他の農産物の供給機能以外の多面にわたる機能。

(注2) スマート農業：

ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現等を推進している新たな農業。スマート農業の推進により、農作業における省力・軽労化を更に進めることが出来るとともに、新規就農者の確保や栽培技術力の継承等が期待される。

(注3) 6次産業化：

農業者（1次産業）が、農畜産物の生産だけでなく、製造・加工（2次産業）やサービス業・販売（3次産業）にも取り組むことで、生産物の価値をさらに高め、農業所得の向上を目指す取り組み。

(注4) G A P：

Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）の略。農業における食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組み。これを多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。

(注5) 半農半X：

農業と他の仕事（X）を組み合わせた働き方。

(注6) 環境保全型農業：

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業

(注7) S N S：

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。
Web上で人と人との社会的なつながりを構築できるサービス。

福島市農業・農村振興条例

平成十三年六月二十九日条例第三十一号

前文

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 農業及び農村の振興に関する基本施策

第一節 農業及び農村の振興の基本方針（第六条）

第二節 農業及び農村の振興の主要施策（第七条—第十七条）

第三章 農業及び農村の振興に関する施策の推進（第十八条—第二十一条）

附則

福島市の農業及び農村は、吾妻、阿武隈両山系と阿武隈川など恵まれた自然にはぐくまれ、食料の安定供給はもとより福島市の発展と地域社会の形成、さらには市民生活の向上に大きな役割を果たしてきた。

近年、世界的な人口の増加による食料不足が危惧される一方で、農産物の輸入自由化や食料の消費に関する構造の変化による経営の困難さは、農業従事者の減少と高齢化及び耕作放棄地の増加を招き、さらには新たな環境問題が発生するなど、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。

このような状況の下で本市の農業を魅力あるものとし、活力ある地域を築き上げるには、地理的、気候的特性さらには平坦な地域、中山間地域と多様な地域の特性を生かしながら、特色のある農業の展開を図ることが重要である。

また、試験研究機関の支援及び新技術の普及の充実を図り、創意工夫に富んだ意欲ある担い手を育成し、農地を適切に保全しつつ、生産経費の低減を図りながら、安全かつ良質な食料の供給に努めることはもちろん、環境と調和した農業を推進するとともに、農用地等の保全、良好な景観の形成といった農業及び農村が有する多面的な機能を発揮することが重要である。

加えて、農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者自らの意欲はもとより、市民一人一人が農業に対する認識を共有するとともに、広く市内外への周知に努めながら地域農産物の消費及び利用の促進を図ることが大切である。

このような考え方に立って、福島市の農業及び農村を貴重な財産としてはぐくみ、将来に引き継ぐために、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現を図るための基本となる事項を定め、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民に対する食料の安定供給を図り、もって環境と調和のとれた持続的に発展する農業の確立及び豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 農業は、その有する食料その他の農産物の供給機能及び多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第三条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じた効率的かつ安定的な農業が確立され、持続的な発展が図られなければならない。

2 農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農産物の供給機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、その振興及び活性化が図られなければならない。

3 農業及び農村の振興は、安全な食料を安定的に供給することはもちろん、自然の有する循環機能の維持増進により、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。

(市の責務)

第三条 市は、農業及び農村の振興に向け、地域の特性に配慮しながら、国、県、農業者及び農業団体並びに消費者等と連携を図り、農業及び農村の振興に関する施策を総合的に推進しなければならない。

2 市は、国及び県に対して農業及び農村の振興に関する施策の提言を積極的に行うよう努めるものとする。

(農業者及び農業団体の努力)

第四条 農業者及び農業団体は、自らが安全な食料の安定的な供給を図り、自給率の向上に努めるとともに農村及び地域づくりの主体であることを認識し、農業及び農村の振興に関し積極的に取り組むよう努めるものとする。

(市民の役割)

第五条 市民は、農業及び農村に関する理解を深め、農業に対する認識を広く共有するとともに、地域農産物の消費者として、その消費及び利用の促進を図ることにより農業及び農村の振興への協力を努めるものとする。

第二章 農業及び農村の振興に関する基本施策

第一節 農業及び農村の振興の基本方針

第六条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 一 農業の担い手の育成及び確保並びに地域の特性を生かした農業を促進すること。
- 二 魅力ある農業経営及び収益性の高い地域農業の確立を図ること。
- 三 安全かつ良質な食料の安定供給及び健全な食生活の確立を図ること。
- 四 環境と調和し持続的に発展する農業の確立及び林業との連携を図り、農業の社会的機能の啓発に努めること。
- 五 豊かで住みやすく活力ある農村の構築を図ること。

第二節 農業及び農村の振興の主要施策

(農業の担い手の確保等)

第七条 市は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な経営体の育成を図るため、教育、研修及び就農支援の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業経営の安定等)

第八条 市は、農業経営の安定及び多様化を図るため、農業金融制度の充実、生産の組織化、情報利用の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(優良農地の確保)

第九条 市は、農業生産性の向上を図るため、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保、耕作放棄地の利用その他必要な措置を講ずるものとする。

(優良品種の検討)

第十条 市は、農産物の生産性及び品質の向上を図るため、優良品種の検討を推進するとともに、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の推進)

第十一条 市は、地理的優位性、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(産地銘柄の確立及び農業関連産業との連携強化)

第十二条 市は、農産物の付加価値の向上、広域的集荷体制の強化及び販路の拡大を図るため、品種改良の支援、産地銘柄の確立、食品製造業その他農業に関連する産業との連携強化の促進、学校給食並びに観光及び外食産業への地場農産物の利用拡大並びに流通体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(環境と調和した農業の推進)

第十三条 市は、環境と調和し、持続的に発展する農業の推進を図るため、農地の保全及び土、水、生物等の自然が有する循環機能の維持増進に必要な措置を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

第十四条 市は、活力ある農村の整備を図るため、農業者等の主体的な活動及び都市と農村との交流の促進並びに農業に関する体験学習の充実に必要な措置を講ずるものとする。

(中山間地域等の総合的な振興)

第十五条 市は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。)の総合的な振興を図るため、農業生産基盤及び生活環境を一体的に整備し、地域資源を活用した農業と他の産業との複合化を促進し、その他必要な措置を講ずるものとする。

(多面的機能の発揮に関する市民理解の促進)

第十六条 市は、農業及び農村の有する多面的機能が発揮されるよう、情報の提供、学習の機会の充実その他市民理解の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(農業団体との連携強化)

第十七条 市は、持続的に発展する農業の実現を図るため、主要施策の実現に当たっては、農業団体との連携を強化し、その活動に必要な支援に努めるものとする。

第三章 農業及び農村の振興に関する施策の推進

(基本計画の策定)

第十八条 市長は、農業及び農村の振興に関する基本施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。

2 基本計画は、農業及び農村の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとし、必要に応じ見直しを行うものとする。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、福島市農業振興審議会の意見を聞かなければならない。

(年次報告)

第十九条 市長は、毎年、市議会に農業及び農村の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告をしなければならない。

(財政上の措置)

第二十条 市は、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(啓発)

第二十一条 市は、農業及び農村の振興に対する市民理解の促進のため、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。